

瀬戸市空家等対策協議会条例及び瀬戸市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月22日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市条例第35号

瀬戸市空家等対策協議会条例及び瀬戸市空家等の適正管理に関する
条例の一部を改正する条例
(瀬戸市空家等対策協議会条例の一部改正)

第1条 瀬戸市空家等対策協議会条例(平成28年瀬戸市条例第23号)

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(目的) 第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第7条に規定する空家等対策計画の実施等に関し協議をするため、瀬戸市空家等対策協議会を設置し、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。 (設置) 第2条 前条の目的を達成するため、法第8条第1項に規定する協議会として、瀬戸市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。	(目的) 第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第6条に規定する空家等対策計画の実施等に関し協議をするため、瀬戸市空家等対策協議会を設置し、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。 (設置) 第2条 前条の目的を達成するため、法第7条第1項に規定する協議会として、瀬戸市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(瀬戸市空家等の適正管理に関する条例の一部改正)

第2条 瀬戸市空家等の適正管理に関する条例(令和元年瀬戸市条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(公表) 第10条 市長は、法 <u>第22条第3項</u> の措置命令を受けた者が正当な理由なく当該措置命令に従わないときは、公告その他市長が適當と認める方法により、次の各号に掲げる事項を公表することができる。 (1)から(4)まで <省略>	(公表) 第10条 市長は、法 <u>第14条第3項</u> の措置命令を受けた者が正当な理由なく当該措置命令に従わないときは、公告その他市長が適當と認める方法により、次の各号に掲げる事項を公表することができる。 (1)から(4)まで <省略>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。